

5 具体的な取り組み

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-1 地震の揺れへの備え

1-1-1 建物の耐震対策

次の南海地震では、長く強い揺れによって、8万棟以上の建物が全半壊し、約1,800人の死者、約9,300人の負傷者が発生すると想定されます。また、揺れによって建物が被害を受けた場合、すぐに襲ってくる津波から、避難することが困難となり、人的被害をさらに拡大させる要因となります。

高知県では、地震時に倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅や公共の建物などが多くあるため、揺れによる被害を軽減するため、耐震診断や耐震補強を進めます。

1 既存木造住宅の耐震化の促進	(担当部局) 土木部
建物の倒壊から人命を守るため、市町村が実施する既存木造住宅の耐震化促進事業（診断、設計、改修）に対して補助を行います。	
目標	(前期) 耐震化率 約82% (後期) 耐震化率 約88%
現状	耐震化率 65% (平成15年推計値 平成15年住宅・土地統計調査)
参考	木造の既存住宅に対する耐震診断・設計・改修補助 案内チラシ →高知県住宅課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/~jyuutaku/taishin/index.htm

2 高知県耐震改修促進計画の見直し	(担当部局) 土木部
多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、具体的な対策を検討し、平成19年3月に県が作成した「高知県耐震改修促進計画」を見直します。	
目標	(前期) 計画の見直し実施 (後期) 計画の再見直し実施
参考	高知県耐震改修促進計画 →高知県建築指導課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/~shidou-k/

3 県有建築物の耐震化の推進	(担当部局) 危機管理部
<p>①県有建築物の耐震改修等の実施 県有施設を利用する来庁者や職員等を南海地震から守るため、平成 19 年 2 月（平成 20 年度に見直し予定）に作成した県有建築物耐震化実施計画に基づき、県有建築物の耐震化を推進します。</p> <p>②県有建築物の耐震診断結果の公表 県有建築物の耐震診断結果をまとめた耐震性能リストをウェブサイト等を用いて公表します。</p>	
目標	(前期) ①耐震補強〇棟 (※現在調整中) (後期) ①耐震補強〇棟 (※現在調整中) (6年間) ②年 1 回公表
現状	耐震化が必要と考えられる建築物（耐震診断未実施分を含む） 〇棟 (※現在調整中)
参考	高知県県有建築物耐震化実施計画 →高知県地震・防災課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai/taisinkeikaku.pdf

4 市町村有の建築物の耐震化の促進	(担当部局) 危機管理部
公立小中学校等の建築物の耐震化計画の作成及び耐震診断結果の公表を市町村に働きかけます。	
目標	(前期) 市町村の計画作成・公表率 100%

5 幼稚園・保育所の耐震化の促進	(担当部局) 教育委員会
幼稚園・保育所の耐震化を促進するため、施設の設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助：公立幼稚園、民間幼稚園、民間保育所 ・耐震補強補助：公立幼稚園、民間幼稚園 	
目標	(前期) 耐震診断率 50%、Is 値 0.3 未満の施設の耐震化 100% (後期) 耐震診断率 100%、耐震化率 90%
現状	耐震診断率 27.7%、耐震化率 48.4% (平成 20 年 4 月 1 日現在)

6 公立小中学校の耐震化の促進	(担当部局) 教育委員会
<p>公立小中学校の耐震化を促進するため、市町村等が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断補助：すべての公立小中学校 耐震補強補助：Is 値 0.3 以上 0.7 未満の公立小中学校 	
目標	(前期) 2次診断 80 棟 2次診断で Is 値 0.3 未満のすべての建物の耐震化 (57 棟) (後期) 平成 24 年度末耐震化率 75%
現状	耐震診断率：85.8%、耐震化率：51.6% (平成 20 年 4 月 1 日現在)

7 私立学校の耐震化の促進	(担当部局) 政策企画部
<p>私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して補助を行います。</p>	
目標	(前期) 耐震診断率 90%、耐震化率 75% (後期) 耐震診断率 100%、耐震化率 85%
現状	耐震診断率 64.9%、耐震化率 66.2% (平成 20 年 4 月 1 日現在)

8 社会福祉施設等の耐震化の促進	(担当部局) 健康福祉部
<p>地震発生時に、病院や社会福祉施設（高齢者関係施設・障害者関係施設・児童関係施設）において、県民が被害を受けないよう、また地震発生後においても医療や介護等を継続して提供できるよう、社会福祉施設等の耐震化について働きかけます。</p>	
目標	(6年間) 病院 耐震化率 90% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院 耐震化率 100% (平成 24 年度) 高齢者関係施設 耐震化率 100% 障害者関係施設 耐震化率 100% 児童関係施設 耐震化率 100%
現状	耐震化率：病院 82.9% うち広域災害支援病院・災害支援病院・救護病院 91.1% (平成 20 年 5 月 1 日現在)、高齢者関係施設 92.9% (平成 20 年 9 月 8 日現在)、障害者関係施設 77.7% (平成 20 年 9 月 10 日現在)、児童関係施設 41.7% (平成 20 年 4 月 1 日現在)

9 公営企業の設備（電気事業・工業用水道事業）の耐震化の推進	(担当部局) 公営企業局
<p>公営企業局が所管するライフライン設備（電力設備や工業用水道施設）について、南海地震による被害を軽減するため、設備の耐震診断及び、診断結果に基づく耐震改修を行います。</p>	
目標	(6年間) 耐震診断の必要な設備の把握及び改修の実施
現状	耐震診断 平成 19 年度：1 件、平成 20 年度：1 件 (10 箇所)

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-1 地震の揺れへの備え

1-1-2 室内における安全対策

建物の倒壊を免れても、家具の転倒や、家電製品の落下、ガラスの飛散などによって室内で怪我をすることが考えられます。

また、このことが原因で、津波からすぐに避難することができず、命を落としてしまうことも考えられます。

このため、家具の転倒やガラス等の飛散などの防止対策を促進するとともに、平成19年10月から提供が開始された緊急地震速報の有効活用を図ることにより、室内における安全対策を進めます。

10 家庭での室内の安全対策の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>①転倒防止講習会の開催支援 地域ぐるみで家具の転倒防止対策を促進するため、防災総合補助金を活用して、市町村や自主防災組織が行う家具の転倒防止講習会の開催を支援します。</p> <p>②耐震シェルター等の簡易な安全対策の検討 家屋の倒壊から命を守る方法の一つとして、耐震シェルターや耐震ベッド等の簡易な安全対策について検討します。</p>	
目標	(前期) ②実施方法の検討 (6年間) ①家具固定率90%
現状	①家具固定率29.5%(平成19年度三重・和歌山・徳島・高知四県意識調査)

11 県有建築物の室内の安全対策の推進	(担当部局) 総務部、危機管理部
<p>県有建築物における室内空間の安全性を高めるため、県有建築物において、書棚の固定や配置の見直し、ガラスの飛散防止などの安全対策を行います。</p>	
目標	(6年間) (※現在調整中)
現状	平成20年度に検討チームを設置し、具体的方法等を検討

12 緊急地震速報の有効活用	(担当部局) 危機管理部
<p>県の施設において緊急地震速報を有効に活用するため、本庁舎などの導入施設における訓練を定期的に実施するとともに、県有施設への拡大を検討します。</p>	
目標	(前期) 県有施設への拡大の検討
現状	平成20年9月から、本庁舎・西庁舎・北庁舎・議会棟・県警本部庁舎において、緊急地震速報を提供開始

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-1 地震の揺れへの備え

1-1-3 屋外における安全対策

1978年の宮城県地震では、倒壊したブロック塀等の下敷きとなり、小学生を含む18名の命が失われました。また、倒壊したブロック塀等で避難路が塞がれた場合、津波や火災から、早く避難できなくなることも考えられます。

このため、屋外において、ブロック塀等が倒壊し、被害を拡大させることのないよう、安全対策を進めます。

13 ブロック塀等の安全対策の促進	(担当部局) 土木部
<p>①ブロック塀等の点検方法等の周知 地域ぐるみでブロック塀等の安全対策を促進するため、市町村と連携して、自主防災組織等に、その点検方法等の周知を行います。</p> <p>②ブロック塀等の転倒防止のための支援方法等の検討 ブロック塀等の転倒防止対策を推進するため、所有者に対する支援方法等を検討します。</p>	
<p>目標 (前期) ②支援方法の検討 (6年間) ①周知を行った自主防災組織等の割合：100%</p>	

14 自動販売機の安全対策の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>自動販売機の転倒防止対策を推進するため、高知県において自動販売機の地震対策協議会を新たに設置し、事業者団体等と連携を図ります。</p>	
<p>目標 (前期) 協議会を設置(平成21年度)し、具体的な対策の検討</p>	

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-1 地震の揺れへの備え

1-1-4 公共土木施設の耐震対策

県では、道路や河川・海岸の堤防、港などの多くの公共土木施設を整備していますが、そのすべてを、地震の揺れや揺れに伴って起こる液状化から守るためには、膨大な経費と多大な時間が必要となります。

このため、人的被害の軽減や速やかな応急・復旧に効果の高い、水門や橋梁の耐震補強などの対策を着実に進めます。

15 高潮対策区間の堤防耐震化	(担当部局) 土木部
地震時の堤防の機能を維持するため、鏡川、国分川、舟入川の堤防の耐震化（総延長 16.9km）を行います。	
目標	(前期) 工事の実施延長 270m
現状	全体計画延長 16,900m 残延長 10,604m (平成 19 年度末)

〈関連項目の再掲〉

- 24 水門の自動降下化（高知港の水門の自動降下化・耐震化）（18ページ）
- 25 海岸保全施設等の整備等（18ページ）
- 28 内水排除施設の機能確保（湛水防除施設を耐震性を有したものに更新）（19ページ）
- 56 緊急輸送道路の確保（①緊急輸送道路の橋梁耐震化）（32ページ）
- 57 海上交通の確保（①港湾の耐震強化岸壁の整備、②漁港の耐震強化岸壁の整備）（32ページ）

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-1 地震の揺れへの備え

1-1-5 文化財の地震対策

阪神・淡路大震災では、指定文化財において 143 件、100 億円以上の被害が発生しました（財団法人文化財保護・芸術研究助成財団資料より）。

県民にとってかけがえのない財産である文化財に対する地震の被害を防ぎ、次の世代に残すため、文化財に関する防災対策を進めます。

16 文化財の地震防災対策の促進	(担当部局) 教育委員会
<p>高知県民にとって貴重な財産である文化財（建造物・美術工芸品等）を南海地震から守るため、文化財の防災マニュアルを作成し、講演会、説明会を通じて市町村及び所有者に対して震災前後の物件の扱いについて周知します。</p>	
目標	<p>(前期) 文化財防災マニュアルの作成 市町村及び所有者に対して講演会と説明会の実施 (後期) 市町村・所有者に対して個別相談会の実施</p>

17 文化財建造物の耐震化の促進	(担当部局) 教育委員会
<p>文化財建造物を地震による被害から守るため、文化財建造物の耐震診断を実施します。また、所有者への耐震診断等の啓発を目的に、講演会・説明会を開催します。</p>	
目標	<p>(前期) 耐震診断 55 物件(国県指定物件の文化財建造物) 講演会・説明会の開催(県内3箇所) (後期) 耐震診断 85 物件(国登録・市町村指定物件の文化財建造物) 講演会・説明会の開催(県内3箇所)</p>
現状	<p>高知県の文化財建造物の現在数 国県指定対象物件 60 物件、 国登録対象物件 219 物件、市町村指定対象物件 64 物件 (平成 20 年 9 月 1 日現在) うち耐震診断実施済 5 物件(国指定物件)</p>

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-2 津波への備え

1-2-1 津波からの避難対策

南海地震の発生後、津波が沿岸域を襲うまでほとんど時間の猶予がないため、各地域において津波避難計画を作成し、日頃から避難路や避難場所を実際に確認しておくことが、一人ひとりの迅速な避難行動に繋がります。

このため、地域ごとに津波からの避難計画を作成し、計画に基づく訓練の実施や必要な避難路・避難場所の整備を促進します。

18 津波避難計画の作成の促進	(担当部局) 危機管理部
津波避難計画の作成を促進するため、津波防災検討会における市町村との情報提供・情報共有や、防災総合補助金を活用したハザードマップの作成等の支援などを行います。	
目標	(前期) 市町村が作成する計画の作成率 100% (6年間) 自主防災組織等が作成する計画の作成率 100%
現状	市町村が作成する計画の作成率 47% (平成20年4月1日現在) 自主防災組織等が作成する計画の作成率 44.5% (平成20年4月1日現在)

19 津波避難訓練の実施	(担当部局) 危機管理部
地域や事業所における津波避難訓練を促進するため、市町村等と連携して、啓発や訓練の支援を行います。	
目標	(6年間) 毎年実施
現状	平成19年9月2日に実施した「地域みんなで自主防災訓練」への参加 17市町村、19,703人が参加

20 津波からの避難路・避難場所等の確保	(担当部局) 農業振興部、 海洋部、土木部
<p>漁村における住民の生命を守るため、国の事業（漁業集落環境整備事業等）を活用して、市町村が実施する避難広場や避難路等の整備を支援します。</p> <p>また、地域の住民が津波から避難できるよう、各種事業を活用して避難路や避難場所を整備します。（国の農村災害対策整備事業、農免農道整備事業、広域農道整備事業、急傾斜地崩壊対策事業等の事業、県の防災総合補助金）</p>	
目標	<p>(前期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了</p> <p>(後期) 漁業集落環境整備事業 4地区整備完了 農村災害対策整備事業 1地区整備完了 農免農道整備事業・広域農道整備事業 1路線整備完了</p>
現状	漁業集落環境整備事業等 9市町村13地区で実施（うち6地区で整備完了）

21 津波避難ビル等の整備・指定の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>津波防災検討会での課題の共有等を通じて、各市町村において既存のビルを津波避難ビル等に指定する取り組みを進めます。</p> <p>また、防災総合補助金を活用して、市町村が行う津波避難ビルの外付け階段や津波避難タワーの整備等を支援します。</p>	
目標	(6年間) すべての津波避難困難地域で既存のビル等の指定
現状	10市町村において98施設を指定（平成20年4月）

22 漁業従事者における地震・津波防災対策の促進	(担当部局) 海洋部
<p>①漁協における地震・津波防災マニュアルの作成の促進</p> <p>地震・津波の被害から漁業従事者を守るため、県が作成するガイドラインに基づき、各漁協が個別のマニュアルを作成するよう働きかけます。</p> <p>②各漁協における防災体制の整備</p> <p>災害時における災害対応や情報伝達が円滑に行われるようにするため、各漁協の個別マニュアルに基づく研修会及び訓練の実施を支援します。</p>	
目標	<p>(前期) ①ガイドラインの作成、個別マニュアルの作成100%</p> <p>(後期) ②3年で全ブロック(芸東、中央、高岡、幡東、清水、宿毛)各1回の研修会及び訓練</p>

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-2 津波への備え

1-2-2 公共土木施設等の津波対策

次の南海地震では、津波によって約 7,000 人の死者、約 47,000 棟の建物被害が発生することが想定されます。

この津波による被害を軽減するためには、津波から避難するための時間を少しでも長く確保したり、被害を拡大する要因となる漂流物などの流入を防いだりすることが重要です。

このため、津波の侵入口となる河川や港などの開口部における閉鎖対策等を優先度の高いものから実施していきます。

2 3 須崎港の津波防波堤等の整備	(担当部局) 土木部
過去、津波によって甚大な被害を受けてきた須崎市市街地における被害を軽減するため、須崎港の津波防波堤の整備と防潮堤の嵩上工事を行います。	
目標	(6年間) 県工事の完成(平成 24 年度予定) 国直轄工事の完成(平成 24 年度予定)
現状	国直轄工事：昭和 58 年に工事着手 全体計画延長 東側 940m 西側 480m 県工事：平成 21 年度に工事着手 護岸の改良延長 270m

2 4 高知港の水門の自動降下化	(担当部局) 土木部
開口部からの津波の浸入を防ぐため、高知港の水門(堀川・竹島川・横浜・十津・江ノ口排水機場)の自動降下化・耐震化を行います。	
目標	(前期) 5 水門の対策工事完了

2 5 海岸保全施設等の整備	(担当部局) 土木部
老朽化により著しく機能が低下した海岸堤防について、地震の被害を受けたとしても海水の浸入を防ぐことができるよう、補強・補修を行います。	
目標	(前期) ランク A の海岸を整備 3 海岸(平成 21 年度まで)
現状	平成 16 年 11 月の海岸施設等総点検において、危険度ランク A(老朽やひび割れ等の補修を要するもの)と評価した 9 海岸のうち、6 海岸を平成 20 年度末整備完了予定

26 陸ごうの常時閉鎖の推進	(担当部局) 土木部
<p>南海地震により発生する津波の浸入を軽減し、住民の避難が円滑に行えるようにするため、陸ごうの常時閉鎖を進めます。</p>	
<p>目標 (前期) 100 箇所 (後期) 100 箇所</p>	

27 津波による漂流物対策の推進	(担当部局) 土木部
<p>津波による漂流物対策のモデルケースとして、須崎港における対策を検討します。</p>	
<p>目標 (前期) 対策工法・箇所・規模の検討 (後期) 対策事業の実施</p>	

28 内水排除施設の機能確保	(担当部局) 農業振興部
<p>津波等による内水を排除するため、老朽化した高知市内の湛水防除施設を耐震性の有したものに更新します。</p>	
<p>目標 (前期) 排水機場 4 施設着手 (後期) 排水機場 5 施設着手</p>	

重点目標	1 南海地震による被害を減らすため、事前の備えや対策を進める
重点テーマ	1-3 地震による火災への備え

1-3-1 火災による被害の防止対策

阪神・淡路大震災では、地震の発生直後から、同時に多くの場所で火災が発生し、多くの命が失われました。

南海地震の発生時にも、同様に火災の被害が想定されるため、住民や事業者自らにおける初期消火や延焼の防止などの行動と併せ、事前の対策として、密集市街地の整備や消火活動の中心となる消防団員の確保対策を進めます。

29 密集市街地の整備	(担当部局) 土木部
地震時等に大規模な火災の可能性がある重点密集市街地において、市町村がその環境改善や安全性の確保に取り組むよう、公共事業等の実施のため技術的な支援や国との調整などを行います。	
目標	(後期) 重点密集市街地における不燃領域率 40%以上の区域を 90%確保
現状	重点密集市街地における不燃領域率 40%以上が確保された区域 62.4%
参考	「地震時において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地」について (平成 15 年 7 月 11 日) →国土交通省ホームページに掲載 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/07/070711_.html

<関連項目の再掲>

67 消防団員の確保 (37 ページ)

3 2 土砂災害警戒区域等の指定及び啓発の推進

(担当部局) 土木部

①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の推進

土砂災害から県民の生命、身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めます。

②土砂災害に対する地域防災学習会の開催

土砂災害警戒区域や土砂災害について地域の方々に広く理解していただけるよう、説明会や防災学習会を開催します。

目標 (6年間) ①区域指定箇所数 2,700箇所

②延べ参加人数 9,000人

現状 ①区域指定箇所数 2,069箇所 (平成20年8月31日現在)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-1 迅速な初動・応急活動のための体制整備

南海地震が発生した場合、高知県全域において同時に多くの被害が発生します。この被害を少なくするためには、県民や事業者自らによる備えや救助活動とともに、防災関係機関が連携して、様々な初動・応急活動を行うことが重要となります。特に、地震発生後 72 時間を過ぎると救命率が著しく低下すると言われておりますので、この間に、混乱なく迅速に人命救助活動を行うことが不可欠です。

このため、南海地震の発生後に防災関係機関が連携して迅速に初動・応急活動を実施できるよう、体制づくりを進めます。

3 3 県における応急活動体制の整備	(担当部局) 危機管理部
<p>県庁における応急対策活動に実効性を持たせるため、南海地震発生後の応急期における具体的な活動をまとめた「南海地震応急対策活動計画」を作成します。</p>	
目標	(前期) 南海地震応急対策活動計画の作成 (平成 21 年度)
現状	南海地震応急対策活動計画の中間取りまとめ (平成 19 年 2 月)

3 4 県における業務継続体制の整備	(担当部局) 危機管理部
<p>県庁において、南海地震時に、災害対応業務や一般重要業務を継続、あるいは中断しても早期に再開できるよう、南海地震を対象とした県庁の業務継続計画を作成します。</p>	
目標	(前期) 業務継続計画の作成

3 5 県外からの受援体制の整備	(担当部局) 危機管理部
<p>国の「東南海・南海地震応急対策活動要領」等を踏まえて、高知県が外部から応援部隊や救援物資、医療活動等の応援を迅速に受け入れるための「広域受援計画」を作成します。</p>	
目標	(前期) 広域受援計画の作成
現状	平成 19 年 3 月 20 日「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の作成 (中央防災会議) →内閣府 HP http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/pdf/tonankaikatudoyoryo/tonankaihonbun.pdf

36 広域防災拠点のあり方の検討	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震発生時における情報・通信や、応急救助用の資機材の備蓄、自衛隊・消防・警察等の応援部隊が結集・展開することなどの機能を備えた「広域防災拠点」について、具体的な機能やあり方などを検討します。</p>	
目標	(前期) 広域防災拠点のあり方の検討の実施
現状	広域防災拠点基礎調査の実施 (平成 18 年度)

37 防災訓練の実施	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震発生時における各防災関係機関との連携や災害対応実践力の向上を図るため、防災関係機関と連携した災害対応訓練や国と連携した広域的な防災訓練、実際の災害対応をシミュレーションした災害図上訓練を実施します。</p>	
目標	(後期) 国と連携した広域的な防災訓練の実施 (6 年間) 総合防災訓練の実施 年 1 回実施

38 県立学校における地震防災体制の整備	(担当部局) 教育委員会
<p>南海地震から児童生徒の安全を図るため、平成 20 年度に作成した学校防災マニュアルを基に、各県立学校において、防災訓練、避難誘導、緊急連絡網などを定めたマニュアルを作成します。</p>	
目標	(前期) すべての県立学校で学校防災マニュアルを作成

39 地震発生後の活動用食料等の備蓄の推進	(担当部局) 県警本部
<p>災害発生後の初動時において、警察官が災害救助活動を行うための保存食糧や飲料水の備蓄を進めます。</p>	
目標	(前期) 災害警備要員等 (1,690 人) 分の備蓄の確保
現状	平成 19 年度から備蓄実施

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-2 情報の収集・伝達体制の整備

大規模な災害では、最も被害の大きい地域から情報が入らず、被害の全体像がつかめないといったことが起こりがちです。

的確かつ迅速な初動、応急活動を行ううえで、正確な被災情報を早く入手することは、非常に重要です。また、入手した情報を防災関係機関や被災者に早く伝えることで、迅速な対応や危険回避行動などに繋がります。

このため、災害時において混乱なく情報の収集や伝達ができるよう、体制づくりを進めます。

4 0 市町村防災行政無線の整備の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>災害時に地域住民への情報伝達等に利用される市町村防災行政無線システムの整備を進めるため、システムの構築経費の軽減方法等の助言を行います。</p>	
目標	(6年間) 沿岸 19 市町村での整備率 90%
現状	沿岸 19 市町村のうち 16 市町村が整備 (整備率 84% 平成 20 年 4 月現在)

4 1 通信訓練の実施	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震発生時等に災害対策本部と市町村等との情報伝達を確実にを行うため、防災情報マルチネットワークシステムの運用訓練や非常通信訓練を実施します。</p>	
目標	(前期) 基礎訓練の実施 (後期) 応用訓練の実施
現状	運用訓練、非常通信訓練とも年 1 回実施

4 2 ライフライン事業者との情報共有	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震によるライフラインの被害の軽減と早期の復旧を図るため、高知県ライフライン連絡会において、ライフライン事業者、関係機関等の対策の現状や課題の共有を図るとともに、南海地震発生時の情報共有の仕組みづくりを検討します。</p>	

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-3 被災者への救援

県の被害想定では、約 26 万人の避難者が発生すると想定していますが、物的な被害だけでなく心理的な面を含めると、南海地震が発生することで、高知県のほとんどの人が何らかの影響を受け、平常の生活とは異なった厳しい環境での生活を余儀なくされることが考えられます。

このため、地震時に被災者の支援を混乱なくできるよう、備蓄の確保や救援のための体制づくりを進めます。

4 3 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の促進	(担当部局) 危機管理部、健康福祉部 商工労働部、農業振興部		
<p>①公的備蓄の推進 市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等が確保されるよう、備蓄を働きかけます。</p> <p>②流通備蓄（流通在庫調達）の推進 県及び市町村において、南海地震発生時に流通備蓄により食料・飲料水等を確保するため、あらかじめ民間事業者との協定締結を推進します。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td> (前期) ①すべての市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保（平成 22 年度） ②県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進 </td> </tr> </table>		目標	(前期) ①すべての市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保（平成 22 年度） ②県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進
目標	(前期) ①すべての市町村において南海地震発生後 1 日分の避難者数に対応した食料・飲料水等を確保（平成 22 年度） ②県及び市町村において民間事業者との協定締結の推進		

4 4 避難所運営協力体制の整備の促進	(担当部局) 教育委員会		
<p>南海地震発生時に学校施設が避難所となる場合の学校管理者や教職員等の関わりや、協力事項などをまとめた教職員のための「避難所対応ガイドライン」を作成します。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td> (前期) 県立学校教職員のための「避難所対応ガイドライン」の作成（平成 21 年度） ガイドラインに基づき、避難所に指定されるすべての県立学校での避難所対応マニュアルの作成 (後期) 各県立学校と学校所在市町村との調整 </td> </tr> </table>		目標	(前期) 県立学校教職員のための「避難所対応ガイドライン」の作成（平成 21 年度） ガイドラインに基づき、避難所に指定されるすべての県立学校での避難所対応マニュアルの作成 (後期) 各県立学校と学校所在市町村との調整
目標	(前期) 県立学校教職員のための「避難所対応ガイドライン」の作成（平成 21 年度） ガイドラインに基づき、避難所に指定されるすべての県立学校での避難所対応マニュアルの作成 (後期) 各県立学校と学校所在市町村との調整		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">参考</td> <td>避難所運営マニュアルの作成（平成 20 年度完成予定、健康福祉部）</td> </tr> </table>		参考	避難所運営マニュアルの作成（平成 20 年度完成予定、健康福祉部）
参考	避難所運営マニュアルの作成（平成 20 年度完成予定、健康福祉部）		

4 5 災害時のこころのケア対策の推進	(担当部局) 健康福祉部
<p>①災害時のこころのケアマニュアルの作成 検討委員会を立ち上げ、こころのケアに関する知識や対応方法などをまとめた「災害時のこころのケアマニュアル」を作成します。</p> <p>②こころのケアに携る人材の育成 保健・医療・福祉・教育などの分野で活動する方を対象に、研修会等を通じてマニュアルの周知を図ることにより、こころのケアに携る人材を育成します。</p> <p>目標 (前期) ①こころのケアマニュアルの完成(平成 22 年度)、マニュアル周知(平成 23 年度) (後期) ①マニュアルの周知(各保健所圏域で全市町村を対象に実施) ②心のケアに携る人材育成</p> <p>現状 平成 19 年度にこころのケア対策庁内連絡会を立ち上げ</p>	

4 6 広域火葬の実施体制の整備	(担当部局) 健康福祉部
<p>南海地震発生時には、多くの死者が発生することが想定されることから、県の広域的な調整のもとに対処を行うための広域火葬計画を作成します。</p> <p>目標 (前期) 各地域の火葬場の調査及び連絡協議会の設置、葬祭用具等の供給方法等の検討 (後期) 県広域火葬計画の策定</p>	

4 7 防疫対策の推進	(担当部局) 健康福祉部
<p>感染症のまん延防止に備えるため、市町村及び医薬品卸売業者等に対し消毒用資機材の保有状況の調査を実施するとともに、市町村に対して一定数の消毒用資機材の備蓄について働きかけます。</p> <p>目標 (前期) 保有状況調査実施</p>	

4 8 ペットの保護体制の整備	(担当部局) 健康福祉部
<p>過去の地震での対応が課題となったペットの対応について、南海地震発生時にペットを保護するための体制を整備します。</p> <p>目標 (前期) マニュアルの作成、獣医師会等の関係団体との協定の締結</p>	

<関連項目の再掲>

6 1 災害ボランティアセンターの体制整備への支援 (34 ページ)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-4 地域の孤立や長期浸水への対応

南海地震の発生時には、土砂災害によって多くの地域が孤立するとともに、高知市では地盤の沈下によって長期に浸水することが予想されます。

これらの災害は、人的・物的な被害を拡大させるとともに、復旧・復興までに長い時間を要し、住民生活や経済活動にも大きな影響を与えることが予想されます。

このため、地域の孤立や長期浸水に迅速に対応できるよう、発生時における課題の整理や対応方法などの検討を進めます。

49 孤立対策の推進	(担当部局) 危機管理部
<p>市町村と連携して、地震時に孤立が想定される集落の防災対策の現状を把握し、各集落における自主防災組織の結成や住民による備蓄など自助・共助の取り組みの促進を図るとともに、総合補助金を活用して外部との通信手段やヘリコプターの離着陸適地の確保対策を支援します。</p>	
<p>目標 (前期) 孤立が想定される集落の防災対策の現状把握</p>	

50 長期浸水対策の検討	(担当部局) 危機管理部、土木部
<p>南海地震による大規模な地盤沈下に伴って起こる高知市の長期浸水に関して、高知市及び防災関係機関等と連携して、事前の被害軽減対策及び地震発生後の堤防やライフライン施設の応急・復旧、市街地等に流入した海水等の除去、人命救助、避難所の確保、がれきの撤去など様々な課題への対応について、総合的に検討します。</p>	
<p>目標 (6年間) 長期浸水対策の検討</p>	

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-5 災害医療の確保

南海地震の発生時には、負傷者が多く発生して、医療の供給と需要のバランスが大きく崩れ、すべての人に速やかに医療を提供することができなくなることが予想されます。

多くの人命を救うためには、地震による医療機関の被害をできるだけ少なくするとともに、特に、緊急の医療を必要とする負傷者等に優先して提供するなど、限られた医療資源を効率よく運用することが必要となります。

このため、地震発生時における医療救護活動に係る体制づくりや、医療機関における防災対策を進めます。

5 1 災害時の医療救護活動体制の整備	(担当部局) 健康福祉部
<p>①「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の見直しと周知 「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」(平成17年3月作成)について、DMAT(災害派遣医療チーム)の役割・機能や重症患者等の緊急搬送体制に関する検討内容、訓練の検証結果等を踏まえて、より実効性の高い内容に見直すとともに、平時からその内容について広く県民の理解を求めていきます。</p> <p>②DMAT(災害派遣医療チーム)の運用計画等の作成 南海地震発生時等におけるDMATの効果的な運用方法を定めるとともに、派遣協定を締結する等の運用のための準備を進めます。</p> <p>③DMATに準じる医療チームの養成 災害時に拠点となる医療機関を中心に、主に県内で活動することを想定した「DMATに準じる医療チーム」を順次養成し、DMATと連携した災害医療救護活動体制を充実・強化します。</p> <p>④医療従事者関係団体との災害時協力協定の締結 本行動計画に規定する対策を検討していく上で、必要に応じて関係団体と協定を順次締結し、災害時の協力体制を整備していく。</p>	
目標	(前期) ①「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル」の改訂 ②DMATに関する運用計画等の完成、DMAT指定医療機関の指定、当該医療機関との派遣協定の締結 ③すべての災害支援病院にDMATに準じる医療チームを養成 (後期) ②平成24年度までにDMATを15チーム (6年間) ②すべての広域災害支援病院、災害支援病院が厚生労働省主催のDMAT研修を修了 ④医療従事者関係団体との協定締結
現状	②DMATチーム数：6施設11チーム(平成20年8月現在) ④協定締結済みの団体：高知県医師会、高知県柔道整復師会(平成20年8月現在)

5 2 医療機関における地震防災対策の促進	(担当部局) 健康福祉部
<p>①医療機関における防災計画の作成 各医療機関において、南海地震への備えや南海地震発生時の医療提供体制を確保するための防災計画を作成するよう働きかけます。</p> <p>②医療機関における防災訓練の実施 各医療機関において、防災計画等に基づいて、南海地震を想定した救助・救出・避難誘導、医療救護活動等の訓練を実施するよう働きかけます。</p> <p>目標 (6年間) ①平成24年度までに作成率100% ②平成24年度までに南海地震を想定した訓練の実施率80%</p>	

5 3 トリアージへの県民理解の促進	(担当部局) 健康福祉部
<p>南海地震発生時の医療救護活動において、傷病者に優先順位をつけて治療等を行う「トリアージ」を円滑に実施するため、トリアージの必要性や内容について、地域での勉強会など様々な機会を通じて啓発を行います。</p> <p>目標 (6年間) 県民の50%以上がトリアージの必要性と内容を認知</p>	

<関連項目の再掲>

8 社会福祉施設等の耐震化の促進 (11ページ)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-6 二次災害の防止

南海地震の揺れによって倒壊しなかった建物や宅地でも、その後の余震によって倒壊・崩壊し、住民に被害を与えることが考えられます。

これらの地震発生後の二次災害を防止するため、建物や宅地等が余震に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。

5 4 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備	(担当部局) 土木部
①被災建築物応急危険度判定士等の登録 南海地震により被害を受けた建築物や宅地において余震、降雨等によって二次災害が発生すること防ぐため、応急危険度判定士等の養成講習を実施し、登録します。	
②応急危険度判定コーディネーター等の養成 判定業務を調整する応急危険度判定コーディネーター等の養成研修を実施し、登録します。	
目標	(後期) ②被災宅地危険度判定調整員 登録数 40 名 (6年間) ①被災建築物応急危険度判定士 登録数 750 名 ①被災宅地危険度判定士 登録数 500 名
現状	①被災建築物応急危険度判定士 登録数 559 名 (平成 20 年 3 月 31 日現在) ①被災宅地危険度判定士 登録数 204 名 (平成 20 年 3 月 31 日現在) ②被災建築物応急危険度判定コーディネーター 登録数 41 名 (平成 20 年 9 月 1 日現在) *被災宅地危険度判定調整員は、今後養成予定

5 5 応急危険度判定業務等への県民理解の促進	(担当部局) 土木部
被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する正しい理解を促進するため、県や各市町村の広報誌や啓発ビデオでの啓発を行います。	
目標	(6年間) 県及び各市町村の広報誌に掲載 年1回以上

〈関連項目の再掲〉

6 2 復旧における専門ボランティアの活用 (34ページ)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-1 応急活動

2-1-7 緊急輸送の確保

大規模地震の発生後は、道路の渋滞や港の岸壁の被害などが発生し、救助活動や救援物資の輸送に支障が生じることがあります。

このため、南海地震の発生時においても緊急輸送を確保できるよう、緊急輸送道路の確保等の対策を進めます。

5 6 緊急輸送道路の確保	(担当部局) 土木部
<p>①緊急輸送道路の橋梁耐震化 南海地震発生時に、橋梁の破損を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能が確保されるよう、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を行います。</p> <p>②緊急輸送道路ネットワークの見直し 南海地震発生時における緊急輸送を確保するため、平成8年度に指定した緊急輸送道路について、道路網の整備状況や津波の被害、防災上重要な拠点施設の再検討などを踏まえて、見直します。</p>	
目標	(前期) ①9橋の耐震補強 ②見直しの完了 (後期) ①9橋の耐震補強
現状	①耐震補強率45% (105橋のうち47橋分耐震補強済み・平成19年度末) ②平成8年度に緊急輸送道路(一次、二次)に49路線1,055kmを指定

5 7 海上交通の確保	(担当部局) 海洋部、土木部
<p>①港湾の耐震強化岸壁の整備 南海地震発生後の応急対策に必要な要員や復旧・復興のための物資などの海上輸送路を確保するため、港湾の耐震強化岸壁を整備します。</p> <p>②漁港の耐震強化岸壁の整備 南海地震発生後の応急活動に必要な緊急物資の輸送機能を確保するため、漁港の耐震強化岸壁を整備します。</p> <p>③輸送用船舶の確保 南海地震発生時に、孤立した海岸集落への緊急物資輸送手段として、使用可能な漁船を利用できる体制を整備します。</p>	
目標	(前期) ③漁船による緊急輸送活動の協定締結・協力者名簿の再確認 (後期) ①須崎港耐震強化岸壁の着工 ②田ノ浦漁港 1バース (6年間) ③他の輸送手段との連携及び輸送方法の実施マニュアルの完成
現状	①②高知港1バース 奈半利港2バース 室戸岬漁港1バース 沖の島漁港1バースの耐震強化岸壁を整備済

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-2 復旧活動

2-2-1 速やかな復旧対策

南海地震の被害から、早期に復興するためには、応急活動に続く復旧活動への速やかな対応が重要となります。南海地震の発生時には、活用できる物的・人的な資源に限られるため、特に対処すべき業務等が膨大に増える分野において円滑な業務が行えるよう、体制づくりを進めます。

58 災害廃棄物の処理体制の整備	(担当部局) 文化環境部
<p>①県の災害廃棄物処理計画の作成 南海地震発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが予想されることから、県の広域的な調整のもとに処理するための廃棄物処理計画を作成します。</p> <p>②市町村の災害廃棄物処理計画作成の促進 南海地震発生時に、市町村において災害廃棄物を円滑に処理できるよう、災害廃棄物処理計画の作成を働きかけます。</p>	
目標	(前期) ①県の災害廃棄物処理計画の作成 (6年間) ②すべての市町村において災害廃棄物処理計画を作成
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災廃棄物対策指針 (平成 10 年 10 月 厚生労働省) http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/ ・ 災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル (平成 19 年 8 月 環境省) http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html

59 家屋被害状況調査・罹災証明の実施体制の検討	(担当部局) 危機管理部
<p>災害時において市町村が実施する家屋被害状況調査及び罹災証明を、南海地震発生時に効率的に実施するための手法や県民への効果的な啓発方法等を検討します。</p>	
目標	(後期) 実施体制の検討

60 都市施設の復旧対策の促進	(担当部局) 土木部
<p>南海地震発生後に、都市計画区域において、国の都市災害復旧事業(市街地での堆積土排除や街路、都市排水施設等都市施設の復旧)を市町村が活用して、円滑な復旧を図ることができるよう、都市施設の災害復旧マニュアルを作成します。</p>	
目標	(前期) 都市災害復旧マニュアル完成・配付
参考	都市災害復旧事業等事務必携 (平成 20 年 3 月 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-2 復旧活動

2-2-2 ボランティアの活用

南海地震の発生時には、多くの県民が不自由な生活を強いられるため、ボランティアによる善意の手助けが被災者の心身ともに大きな力になると考えられます。また、県や市町村等が対応すべき膨大な業務を円滑に行うためには、特に、地震発生後の二次災害を防ぐための危険度判定を行う判定士など専門的な知識や技術を有するボランティアを活用することが必要となります。

このため、南海地震の発生時に、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、組織づくりや体制づくりを進めます。

6 1 災害ボランティアセンターの体制整備への支援	(担当部局) 健康福祉部
南海地震発生時に、被災地が自らの力で災害ボランティアセンターの設置・運営を行うことができる体制づくりを進めるため、高知県ボランティア・NPO センター(高知県社会福祉協議会)が取り組む災害ボランティアセンター等体制づくり事業に対して補助金の交付や助言等の支援を行います。	
目標	(前期) 事業への補助 (20 市町村の体制づくりを支援) (後期) 事業への補助 (6 市町村の体制づくりを支援)
現状	平成 19 年度 3 市町村 (四万十市、須崎市、安芸市) 平成 20 年度 5 市町村 (高知市、南国市、中土佐町、黒潮町、香美市)

6 2 復旧における専門ボランティアの活用	(担当部局) 農業振興部、森林部
南海地震等による農地・農業用施設や山地等の被災を早期に復旧するため、コンサルタントや県・市町村 OB 等を中心とした「農村災害復旧専門技術者」や「山地防災ヘルパー」といった専門ボランティア組織の体制整備を支援し、被災後の復旧活動への協力体制を整備します。	
目標	(前期) 農村災害復旧専門技術者の新規登録 20 名 山地防災ヘルパーの地震対応計画の作成 (後期) 農村災害復旧専門技術者の新規登録 30 名 山地防災ヘルパーへの講習の実施 年 1 回以上
現状	専門技術者登録済人数 55 名 (平成 20 年度) 山地防災ヘルパー：現在は風水害の発生に伴う活動のみ

〈関連項目の再掲〉

5 4 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備 (31 ページ)

重点目標	2 南海地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うため、事前の準備を進める
重点テーマ	2-3 震災からの復興

2-3-1 復興に関する検討

南海地震が発生した場合、広い範囲で深刻な被害が発生し、その復興までには、気の遠くなるような長い時間と労力が必要となります。

復興への歩みは地震発生直後から始まりますが、被災した当事者である県民の理解と協力のもとに、進めていくことが不可欠です。

このため、南海地震の発生後に早く復興に着手できるよう、あらかじめ復興の際の課題や方法などについて検討を進めます。

6.3 南海地震からの復興の事前検討	(担当部局) 政策企画部、危機管理部、土木部
南海地震発生後の復興を速やかに進めるため、震災復興計画の作成への県民等の参画、被災者の生活再建への支援、社会基盤の再生、経済復興等の方法などの検討を行います。	
目標	(前期) 復興の事前検討

重点目標	3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める
重点テーマ	3-1 震災に強い人づくり

3-1-1 防災学習、啓発活動の促進

南海地震によって、程度の差はありますが、ほぼすべての県民が何らかの被害を受けると考えられます。特に子どもたちの世代は、南海地震に遭遇する可能性が高いと言えます。

南海地震の発生を防ぐことはできませんが、正しい知識を持ち、事前の備えや地震時の適切な行動を行うことによって被害を大きく減らすことが可能です。

このため、学校における防災教育や県民への啓発、情報提供を行います。

6 4 防災教育の推進	(担当部局) 教育委員会
<p>児童生徒の防災力の向上及び学校の危機管理能力・防災力の向上を図るため、教職員を対象とした防災教育研修会を開催します。</p>	
目標	(6年間) 毎年3地区で実施
現状	参加者数 210名 (平成19年度)

6 5 県民への情報提供・啓発の推進	(担当部局) 危機管理部
<p>県民の南海地震への関心の高まりや具体的な備えにつなげるため、ホームページでの情報発信、防災講演会の開催、広報紙での広報、出前講座の実施などによって、情報提供や啓発を行います。</p> <p>また、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20年4月1日施行)及び「南海地震対策推進週間」(8月30日～9月5日)を周知します。</p>	
目標	(6年間) 県民の50%以上が条例及び推進週間を認知

6 6 地震防災に関する県民意識等の把握	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震に関する県民の意識や備えの状況を把握し、対策に反映させるため、定期的に県民アンケートを実施します。</p>	
目標	(6年間) 3年毎に実施
現状	平成16年度に第1回、平成19年度に第2回のアンケート調査を実施
参考	<p>第2回4県(三重・和歌山・徳島・高知)共同地震・津波県民意識調査結果 →高知県地震・防災課ウェブサイト http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai/kenminishiki/kenminishiki2008.3.htm</p>

重点目標	3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める
重点テーマ	3-1 震災に強い人づくり

3-1-2 人材育成

南海地震の発生時には、一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮し、その役割を果たすことが、多くの命を助けることにつながります。

このため、地域や県の組織などにおいて、防災活動に従事する人材を育成します。

67 消防団員の確保	(担当部局) 危機管理部
<p>地域防災の要（カナメ）である消防団について、市町村等の条例定数が充足されるよう、機能別分団・団員などの導入や「消防団協力事業所表示制度」の利用など、具体的な取り組みへの支援を行い、消防団員の定数確保を推進します。</p>	
目標	(6年間) 8,828人(現定員)の確保
現状	消防団員数 8,136人(平成20年4月1日現在)

68 救急救命講習の開催	(担当部局) 危機管理部
<p>南海地震発生時などにおいて、基礎的な救命措置を県民誰もが実施できるよう、県下各消防本部が実施する救急救命講習を支援し、その普及を推進します。</p>	
目標	(6年間) 受講者数 毎年度 30,000人 (平成26年度末に県内生産年齢人口の70% 約36万人に救急救命講習を実施)
現状	累積受講者数 179,750人(平成20年度末見込み)

69 地震防災に携わる人材の育成	(担当部局) 危機管理部
<p>①防災担当職員等の人材育成 県の災害対応において中心的な役割を担う職員を対象に、専門的な知識等の習得を目的として、研修の開催や専門研修機関への派遣を行います。</p> <p>②効果的な人材育成の推進 県の防災担当職員能力を向上させるため、効果的な人材育成の方法を検討し、その指針を作成します。</p>	
目標	(前期) ②指針の作成

〈関連項目の再掲〉

76 自主防災組織活動の活性化の促進 (40ページ)

重点目標	3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める
重点テーマ	3-2 事業者の取り組みの促進

3-2-1 事業者の防災対策の促進

南海地震が平日の日中に発生した場合には、多くの県民等が職場や学校などで被災することになります。

また、地震によって生産施設や従業員に甚大な被害を被れば、業務を中断せざるをえなくなり、時には事業所の存続が困難となる事態も発生します。

このため、事業者における防災対策や事業継続の取り組みを進めます。

70 事業者への啓発の推進	(担当部局) 危機管理部
南海地震への備えを行っていない事業者における対策を促進するため、平成20年度に作成する「事業者の南海地震対策促進用パンフレット」を活用し、事業者等の団体と連携して、地震防災講座を開催します。	
目標	(6年間) 年1回以上開催

71 事業者における事業継続計画（BCP）の作成の促進	(担当部局) 商工労働部
事業者における事業継続計画（BCP）の作成を促進するため、事業者団体への働きかけや情報の提供、セミナーの開催などを行います。	
目標	(6年間) 作成済企業(従業員50人以上)の割合 50%
現状	作成済企業の割合 7.5% (平成17年度に従業員50人以上の製造業131社に対して行ったアンケート結果)

72 防災に関する取り組みの評価・公表の取り組みの促進	(担当部局) 危機管理部 商工労働部
防災の取り組みを行っている事業者の情報を収集し、その取り組みを紹介する事例集を作成します。また、各事業者において、防災に関する取り組みを評価し、その情報を公表するように働きかけます。	
目標	(6年間) 公表する企業(従業員300人以上)の割合 50%
現状	防災・事業継続の取り組みを公表している企業(全国): 大企業16.8% 中堅企業4.2% (企業の事業継続及び防災の取り組みに関する実態調査: 平成20年3月 内閣府)

7 3 東南海・南海地震防災対策計画の作成の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、対策計画の作成を義務づけられている事業者に対して、対策計画の作成を働きかけます。</p>	
目標	(6年間) 届出率 100%
現状	届出率 91.7% (平成19年5月1日現在)

7 4 観光施設、旅館施設等における観光客の安全対策の促進	(担当部局) 危機管理部 観光部
<p>高知県を訪れた観光客等を南海地震から守るため、観光施設や旅館施設などにおいて施設内の安全対策や観光客の避難誘導などを適切に行うためのガイドラインを作成します。</p>	
目標	(前期) ガイドラインの作成

<関連項目の再掲>

- 1 9 津波避難訓練の実施 (16ページ)

重点目標	3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める
重点テーマ	3-3 震災に強い地域づくり

3-3-1 自主防災組織等の活性化

南海地震の発生時には、建物の倒壊や火災、津波などが、同時多発的に発生し、公的な救助機関の活動は著しく制限されるとともに、対応能力を超えることが予想されるため、地域が協力して避難や救助・消火活動などを行うことが重要となります。

また、被災生活が長期間に及び、多くの人が様々な面で不自由な生活を強いられることから、地域での支えあいが心身ともに重要となります。

このため、自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支えあう仕組みや体制づくりを進めます。

7 5 自主防災組織の設立の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>共助の主要な担い手となる自主防災組織を設立するため、設立支援講習会の開催や、防災総合補助金を活用した支援を行います。</p>	
目標	<p>(前期) 自主防災組織 組織率 80%</p> <p>(後期) 自主防災組織 組織率 100%</p>
現状	<p>自主防災組織 組織率 53.6% (平成 20 年 4 月 1 日現在)</p> <p>全国の自主防災組織 組織率 69.9% (平成 19 年 4 月 1 日現在)</p>

7 6 自主防災組織の活性化の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>①研修会等の開催 自主防災組織のリーダーを育成する研修会の開催や、自主防災組織が交流する機会の提供を行います。</p> <p>②自主防災組織のネットワークの構築 設置された自主防災組織について、市町村と連携して市町村単位での連合組織化を進めます。</p> <p>③地域での災害対応力の向上 自主防災組織や婦人防火クラブ等を対象に、救急救命や消火、震災体験等を行う震災一日訓練を行います。</p>	
目標	<p>(6年間) ①自主防災組織リーダー研修会 毎年3回開催</p> <p>②市町村ごとの自主防災組織連絡協議会の結成 100%</p>

77 地域における防災ネットワーク構築の促進	(担当部局) 危機管理部
<p>①取り組み事例の紹介 自主防災組織や事業者、学校等が連携して行う防災活動の情報を収集し、先進的な事例を紹介する事例集を発行します。</p> <p>②事業者と地域が協力した地震防災対策の推進 地域と事業者が協力して、防災・救援活動等を行う連携や協力体制づくりのための仕組みを検討します。</p> <p>目標 (前期) ①事例集の発行 ②仕組みの検討</p> <p>現状 ①平成19年度に自主防災組織の事例集を作成</p>	

<関連項目の再掲>

- 18 津波避難計画の作成の促進 (16ページ)
- 19 津波避難訓練の実施 (16ページ)

重点目標	3 県民運動として南海地震に備えるため、震災に強い人・地域・ネットワークづくりを進める
重点テーマ	3-3 震災に強い地域づくり

3-3-2 災害時要援護者支援

歩行が困難な方は単独では避難が困難であったり、聴覚や視覚に障害がある方は、情報を得ることが困難な場合があり、大規模な災害時には、より大きな被害を受ける可能性があります。

こうした災害時に特別な援護の必要な方（災害時要援護者）が、南海地震によって大きな被害を受けないためには、自らの備えや、地域・行政などによる支援が欠かせません。

このため、災害時要援護者を支援するためのネットワークづくりや体制づくりを進めます。

78 災害時要援護者の支援体制の整備	（担当部局）健康福祉部		
<p>①市町村の災害時要援護者連絡協議会（仮称）の設置等 各市町村における災害時要援護者の把握・情報共有等を円滑に行うため、行政・事業者・地域関係者で組織する市町村災害時要援護者連絡協議会（仮称）の設置・運営支援を行います。</p> <p>②在宅要医療者対策の推進 生命を維持するために医療処置を常に必要とする人工呼吸器使用・酸素療法・人工透析などの在宅患者が、災害時においても医療が受けられるよう支援体制の整備に取り組みます。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>（前期）①協議会設置率 100% ②在宅要医療者災害支援マニュアルに基づく個別支援体制の検討</td> </tr> </table>		目標	（前期）①協議会設置率 100% ②在宅要医療者災害支援マニュアルに基づく個別支援体制の検討
目標	（前期）①協議会設置率 100% ②在宅要医療者災害支援マニュアルに基づく個別支援体制の検討		

79 福祉避難所の設置体制の整備	（担当部局）健康福祉部		
<p>①福祉避難所マニュアルの作成 一般の避難所では避難生活に支障のある人を対象とした福祉避難所を市町村が開設・運営するためのマニュアルを作成します。</p> <p>②福祉避難所として利用可能な施設の把握・整理 南海地震発生後に、市町村において早期に福祉避難所の立ち上げができるよう、福祉避難所として利用可能な社会福祉施設を把握します。</p> <p>③福祉避難所における介助員等の人材の確保 福祉避難所での介助員等の人材を確保する方法等について検討します。</p>			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">目標</td> <td>（前期）①マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ②調査率 100% ③人材確保の方法等の検討</td> </tr> </table>		目標	（前期）①マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ②調査率 100% ③人材確保の方法等の検討
目標	（前期）①マニュアルの作成・市町村への説明会の実施 ②調査率 100% ③人材確保の方法等の検討		

80 情報伝達に特に配慮を要する方への支援体制の整備	(担当部局) 健康福祉部 文化環境部
<p>①手話や点訳等のボランティアの登録制度の構築 聴覚や視覚に障害がある方等に対し災害時の情報伝達等を行うため、手話や点訳等のボランティアの事前の登録や派遣要請の方法について検討します。</p> <p>②災害時語学サポーターの養成 高知県に在住する外国人に対して、南海地震発生時に通訳や翻訳などの支援を行うため、災害時語学サポーター養成講座を開催する(財)高知県国際交流協会への協力等を行います。</p> <p>目標 (前期) ①事前の登録方法等の検討 ②21年度まで開催予定(22年度以降は検討中)</p>	

81 社会福祉施設における地震防災対策の促進	(担当部局) 健康福祉部
<p>平成17年度に県で作成した「高知県社会福祉施設地震防災対策マニュアル」に基づき、各社会福祉施設における防災マニュアル作成を働きかけます。</p> <p>目標 (前期) 高齢者関係施設 75% 障害者関係施設 75% 児童関係施設 75% (後期) 高齢者関係施設 100% 障害者関係施設 100% 児童関係施設 100%</p> <p>現状 高齢者関係施設 56%、障害者関係施設 50%、児童関係施設 8% (平成20年4月1日現在)</p>	

82 災害時要援護者等への啓発の推進	(担当部局) 健康福祉部
<p>①災害時要援護者への啓発 災害時要援護者やその家族における南海地震への備えを進めるため、市町村及び関係団体と連携して啓発を行います。</p> <p>②在宅要医療者に対する啓発等 地震に対する日頃からの備えについて、ホームページ等で幅広く周知するとともに、新しく難病認定を受けた方に対してパンフレット等を活用して啓発を行います。</p> <p>目標 (6年間) ②「患者家族用パンフレット(簡易版)」「緊急支援手帳」の新規患者への配付率100%</p>	

<関連項目の再掲>

8 社会福祉施設等の耐震化の促進 (11ページ)